

2026年5月14日

## 「特別奨励金スキーム（市場買付型）」の導入について

ENEOSホールディングス株式会社は、当社グループ従業員（以下、従業員）の自律的な資産形成への支援を通じた経営参画意識およびエンゲージメントの向上を図るため、従業員に対して当社株式を取得する機会を提供する「特別奨励金スキーム」（以下、本スキーム）を導入することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本スキームは「従業員持株会」（以下、持株会）を通じて当社普通株式（以下、当社株式）を取得するための特別奨励金を、持株会の会員（以下、会員）に対して付与するものです。

## 記

## 1. 本スキームの目的

当社グループは、第4次中期経営計画の中で、『今日のあたり前』を支え、『明日のあたり前』をリードする。」という決意を掲げ、「中長期的な企業価値向上」を目指しています。また、その実現に向け、「人」を単なる「人的資源」ではなく、価値創造の源泉となる「人的資本」として捉え、その価値を最大限に引き出すための投資を進めています。

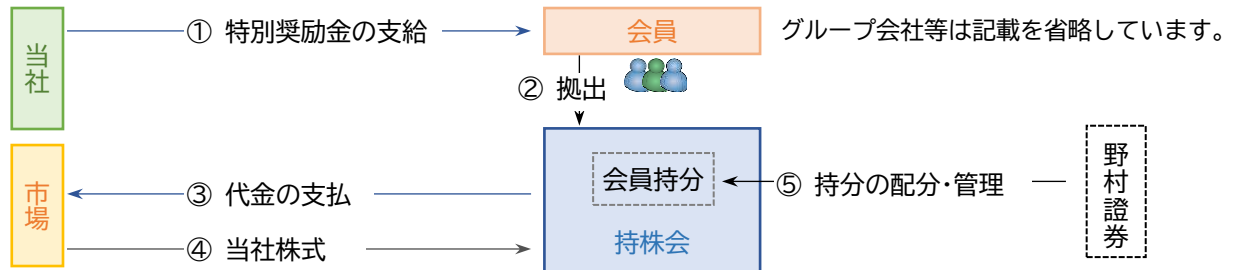
こうした人的資本経営の一環として、当社グループでは、従業員一人ひとりの「ファイナンシャル・ウェルビーイング」に着目し、従業員が自律的に資産形成を行うことで、将来の生活設計や経済面に対する不安を軽減し、安心して働ける環境づくりにつなげたいと考えています。

当社グループでは、従前より従業員が当社株式の保有を通じて、中長期的な企業成長と企業価値の向上をより自分事として捉えることができる機会を提供するため、持株会への入会を奨励するとともに、会員に奨励金を付与してまいりました。今般、これらの取組みを一層推進するため、所定の条件を満たす会員を対象に、特別奨励金を支給することを決定しました。

従業員一人ひとりが株主の皆様と同じ視点に立ち、当社の経営や将来価値への関心を高めることは、自律的な行動や成果へのコミットメントを促し、ひいてはグループ全体の競争力強化につながるものと考えています。

当社グループは、今後も人的資本経営を一層推進し、企業価値の最大化を目指してまいります。

## 2. 本スキームの仕組み



- (1) 当社は付与条件を満たした会員に特別奨励金を支給します。
- (2) 会員は支給された特別奨励金を持株会に拠出します。
- (3) 持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、当社株式を市場から取得いたします。
- (4) 取得された当社株式は、持株会が持株事務を委託している野村証券株式会社を通じて、持株会内の会員持分に配分・管理されます。

## 3. 本スキームにおける当社株式の付与について

当社は、本スキームの導入に伴い、一定口数分の月例拠出を増やす等の条件を満たした会員に対して特別奨励金を支給し、持株会は、それを原資として市場買付にて取得した当社株式（口数）を会員に付与します。

本スキームの対象となる持株会の概要は次のとおりです。

- (1) 名称： ENEOS グループ従業員持株会
- (2) 所在地： 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
- (3) 理事長： 中村 琢磨
- (4) 保有株式数： 25,345,295 株（2026年3月末現在）
- (5) 保有比率： 0.94%（発行済株式数に対する比率）

持株会は、本日開催予定の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対する入会プロモーションを実施し、持株会への入会・増口希望者を募ります。

なお、本スキームに伴う当社業績への影響は軽微です。

以上